

障害者（児）施設整備費補助等重度対応特別単価取扱要領

5 福祉障施第 2736 号

令和 6 年 3 月 31 日

最終改正 7 福祉障施第 1795 号

令和 7 年 10 月 1 日

1 目的

この要領は、次の各号に掲げる要綱にて規定する重度対応特別単価の対象となる施設に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 障害者（児）施設整備費補助要綱（障害者施設等）
- (2) 障害者（児）施設整備費補助要綱（障害児施設）
- (3) 障害者（児）施設整備特別促進補助金交付要綱（障害者施設等）
- (4) 障害者（児）施設整備特別促進補助金交付要綱（障害児施設）
- (5) 障害者（児）施設改築等補助金交付要綱
- (6) 障害者通所施設等整備費補助要綱（障害者施設等）
- (7) 障害者通所施設等整備費補助要綱（障害児施設）

2 定義

本要領における重度障害者とは、強度行動障害者、重度重複障害者、医療的ケア者のいずれかにあてはまる者とする。

ア 強度行動障害者とは、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）第 22 号の規定により準用する第 4 号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が 10 点以上に該当する障害者をいう。

イ 重度重複障害者とは、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領（平成 27 年 3 月 31 日付 26 福保障居第 3182 号）第 2 条各号に規定する者をいう。

ウ 医療的ケア者とは、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の表の項目の欄に規定する、いずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者をいう。

3 補助対象者の要件

上記 1 の各号に掲げる要綱にて規定する重度対応特別単価を適用する補助対象者は、上記 2 に定義する重度障害者を受け入れる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 18 項に規定する共同生

活援助施設及び同条第8項に規定する短期入所を整備するものであって、かつ、次に掲げるすべての事項を満たす施設を整備するものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護及び同条第18項に規定する共同生活援助にあつては重度障害者を定員の3割以上受け入れること（小数点以下切り捨て）。

なお、障害者通所施設等整備費補助要綱（障害者施設等）2（1）オに基づき、生活介護に係る事業のうち東京都重症心身障害児（者）通所事業に規定する事業を整備する場合は、この限りではない。

同条第8項に規定する短期入所にあつては重度障害者を対象とした居室であることを事業所所在地の区市町村が認めること。

(2) 別表1に掲げるいずれかの報酬を取得している状況等であること。

(3) 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）、東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第171号）、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）に適合していることにあわせて、本要領別表2に掲げる必要な設備を整えていること。

(4) 重度障害者対応の施設整備の必要性が事業所所在地の区市町村の障害福祉計画において位置付けられていること。

4 関係書類の提出

補助事業者は、開設後6か月経過後速やかに、及び補助事業完了後10年間は毎年度4月末日までに福祉局長（以下「局長」という。）に重度障害者の在籍状況及び施設の加算取得状況（様式第1号）を報告しなければならない。

5 財産処分の制限等

1の各号に掲げる要綱の別紙補助条件に定める財産処分の制限のほか、3（1）から（3）までに掲げる要件を満たさない場合（やむを得ない理由があると局長が認める場合を除く。）は、補助金の交付の目的に反した使用に該当するものとして、別紙1「重度対応特別単価取扱要領に基づく財産処分承認基準」のとおりとする。

附 則（令和6年3月31日付5福祉障施第2736号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月29日付6福祉障施第1163号）
この要領は、令和6年7月29日から施行する。

附 則（令和7年5月13日付7福祉障施第455号）
この要領は、令和7年5月13日から施行する。

附 則（令和7年10月1日付7福祉障施第1795号）
この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別表 1

いずれかの算定が必要な報酬（※1）一覧（3（2）関連）

重度障害者 整備対象事業	生活介護 （障害者総合支援法第5条第7項に規定する事業）	共同生活援助 （障害者総合支援法第5条第18項に規定する事業）	短期入所 （障害者総合支援法第5条第8項に規定する事業）
強度行動障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者支援加算（Ⅱ） ・ 重度障害者支援加算（Ⅲ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者支援加算（Ⅰ） ・ 重度障害者支援加算（Ⅱ） ・ 強度行動障害者地域移行特別加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者支援加算（Ⅰ） ・ 重度障害者支援加算（Ⅱ）
重度重複障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 	重度重複障害者の支援を評価する報酬が設けられていない（※2）	
医療的ケア者	医療的ケア者の支援を評価する報酬が設けられていない（※3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療連携体制加算（Ⅳ） ・ 医療連携体制加算（Ⅵ） ・ 医療的ケア対応支援加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉型短期入所サービス費を算定し、かつ医療連携体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）（Ⅶ）（Ⅷ）のいずれかを算定 ・ 福祉型強化短期入所サービス費 ・ 医療型短期入所サービス費 ・ 医療型特定短期入所サービス費

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」介護給付費等単位数表における報酬名

※2 重度障害者の対象とする者について施設意見書を局長宛届け出ること。

※3 重度障害者の対象とする者に関する医師の指示書の写し（2ウに該当することがわかるもの）を局長宛届け出ること。

別表 2

必要な設備一覧（3（3）関連）

整備対象事業 重度障害者	生活介護 （障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する事業）	共同生活援助 （障害者総合支援法第 5 条第 1 8 項に規定する事業）	短期入所 （障害者総合支援法第 5 条第 8 項に規定する事業）
強度行動障害	・ 特性に応じた部屋（クールダウン室等）を設けること	・ 重度障害者の居室は、利用者1人当たり収納設備等を除き、内法9.9平方メートル以上とすること。	
重度重複障害	・ 特性に応じた部屋（スヌーズレン室、特殊浴槽の設置を想定した広い浴室や広い脱衣所等）を設けること		
医療的ケア者			

様式第1号

番 号

年 月 日

東 京 都 福 祉 局 長 殿

住 所

法 人 代 表 者 印

○年度○○補助金により取得した
○○○○事業所の利用者状況について

標記について、障害者(児)施設整備費補助等重度対応特別単価取扱要領第4に基づき、利用者状況について報告します。

借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助要綱

26 福保障居第2283号
平成27年1月19日
26 福保障居第3065号
平成27年3月31日
28 福保障施第1076号
平成28年7月19日
30 福保障施第914号
平成30年7月3日
2 福保障施第3479号
令和3年4月1日
5 福祉障施第2449号
令和6年4月1日
6 福祉障施第2975号
令和7年4月1日

1 目的

この事業は、障害者（児）施設を設置運営する事業者（以下「事業者」という。）が国有地又は民有地（以下「国有地等」という。）を借り受けて障害者（児）施設を新たに整備する場合に要する経費の一部を都が予算の範囲内で補助することにより、障害者施設の設置促進を図ることを目的とする。

2 補助対象者

この事業の補助対象者は、社会福祉法人、特定非営利活動法人等（自治体、営利法人を除く。以下「法人」という。）とする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 社会福祉法人その他の者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

3 補助対象事業

- (1) この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が国有地等をその所有者から借り受けて別表1に掲げる事業所を新たに整備する事業とする。
- (2) (1)にかかわらず、次に掲げる場合は、補助対象としない。
 - ア 賃貸借契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合
 - イ 他の補助制度等（「定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業」を除く。）により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合
 - ウ その他東京都知事（以下「知事」という。）が適当でないと認める場合

4 補助事業の実施期限

この事業は、令和9年3月31日までに、所有者と事業者の間の賃貸借契約に基づく土地の賃貸借期間が開始されたものを対象とする。

5 補助対象期間

この補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、土地の賃貸借期間が開始された日の属する月（当該月の日数が1月に満たない場合も1月とみなす。）から起算して60月を上限とする。この場合において、賃料の支払を要しない月（日数が1月に満たない月も1月とみなす。）についても、1月と換算するものとする。

6 補助対象経費

- (1) この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国有地等を借り受けて別表1に掲げる事業所を新たに整備する場合に要する土地の賃料とする。
- (2) (1)の補助対象経費については、平成27年1月19日以降に所有者と事業者の間で新たに締結した賃貸借契約に係る経費に限るものとする。

7 補助金交付額

この補助金は、会計年度ごとに、次により算出された額を予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 国有地

対象施設ごとに、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。

(2) 民有地

ア 別表1の1欄に定める事業所等及び別表1の3欄に定める施設の場合

補助対象経費の実支出額と、施設の所在する別表2の1欄に掲げる区市町村に同じ同表の2欄に定める補助基準額（当該会計年度における補助対象期間が12月に満たない場合は、当該期間を12月で除した割合を乗じるものとする。）とを比較して、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。

イ 別表1の2欄に定める事業所等の場合

補助対象経費の実支出額と、施設の所在する別表3の1欄に掲げる区市町村に同じ同表の2欄に定める補助基準額（当該会計年度における補助対象期間が12月に満たない場合は、当該期間を12月で除した割合を乗じるものとする。）とを比較して、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。

ウ 別表1の4欄に定める事業所等の場合

補助対象経費の実支出額と、施設の所在する別表4の1欄に掲げる区市町村に同じ同表の2欄に定める補助基準額（当該会計年度における補助対象期間が12月に満たない場合は、当該期間を12月で除した割合を乗じるものとする。）とを比較して、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。

8 補助条件

この補助金は、別記の補助条件を付して交付するものとする。

9 補助金の交付申請及び交付決定

- (1) 事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、会計年度ごとに、別に定

める期日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して、知事に対し、補助金の交付を申請するものとする。

- (2) 知事は、事業者から(1)による補助金の交付申請を受けたときは、会計年度ごとに、交付申請書及び添付書類の内容を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに当該事業者に通知する。

10 補助金の請求

交付決定を受けた補助金を請求しようとするときは、請求書（別記第2号様式）に次の書類を添付して請求するものとする。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 支払金口座振替依頼書

11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の補助に関して必要な事項は、都が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記

補 助 条 件

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 承認事項

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し事業者に対し報告を求めることができる。

5 補助事業の遂行命令

知事は、この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

6 実績報告

事業者は、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後、別に指定する期日までに、実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

7 補助金の額の確定等

知事は、6による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知する。

8 是正のための措置

- (1) 知事は、7による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及

びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。

(2) 6の実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

9 決定の取消し

(1) 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の目的に使用したとき。

ウ 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) 前項の規定は、7により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

知事は、1又は9により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、事業者に対しその返還を命ずるものとする。

7の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

11 違約加算金

事業者は、9により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 延滞金

事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 他の補助金等の一時停止等

事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

1 4 財産の適正管理

事業者は、知事の承認を受けずに、補助事業により取得した財産（以下「財産」という。）をこの補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

1 5 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、知事はその収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

1 6 書類の整備保管

事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。

1 7 開設の報告

事業者は、補助事業に係る施設を開設したときは、その開設の日から10日以内に、施設開設報告書（別記第4号様式）に関係書類を添えて施設の開設を知事に報告しなければならない。

1 8 消費税仕入控除税額の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第5号様式により知事に報告しなくてはならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

1 9 その他

事業者がこの要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。

別表 1 補助対象事業

定義	事業種別
<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する障害福祉サービス事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び第3項に規定する医療型児童発達支援のうち次の事業を行う事業所等</p>	<p>生活介護 短期入所 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 児童発達支援（重症心身障害児（者）通所事業の指定を受けて障害福祉サービス事業と一体的に行う場合に限る。）</p>
<p>2 障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス事業のうち次の事業を行う事業所</p>	<p>共同生活援助</p>
<p>3 児福法第7条に規定する次の児童福祉施設</p>	<p>児童発達支援センター</p>
<p>4 児福法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び第3項に規定する医療型児童発達支援及び第4項に規定する放課後等デイサービスのうち次の事業を行う事業所等</p>	<p>児童発達支援、放課後等デイサービス事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同第66条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所）</p>

別表2 補助基準額

(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援(重症心身障害児(者)通所事業の指定を受けて、上記いずれかの障害福祉サービスと一体的に行う場合に限る。)、児童発達支援センターの場合)

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	15,000
中央区	15,000
港区	15,000
新宿区	10,000
文京区	15,000
台東区	15,000
墨田区	10,000
江東区	10,000
品川区	10,000
目黒区	15,000
大田区	10,000
世田谷区	10,000
渋谷区	15,000
中野区	10,000
杉並区	10,000
豊島区	10,000
北区	10,000
荒川区	10,000
板橋区	10,000
練馬区	5,000
足立区	5,000
葛飾区	5,000
江戸川区	5,000

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
八王子市	5,000
立川市	5,000
武蔵野市	10,000
三鷹市	10,000
青梅市	5,000
府中市	5,000
昭島市	5,000
調布市	5,000
町田市	5,000
小金井市	5,000
小平市	5,000
日野市	5,000
東村山市	5,000
国分寺市	5,000
国立市	5,000
福生市	5,000
狛江市	5,000
東大和市	5,000
清瀬市	5,000
東久留米市	5,000
武蔵村山市	5,000
多摩市	5,000
稲城市	5,000
羽村市	5,000
あきる野市	5,000
西東京市	5,000

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
瑞穂町	5,000
日の出町	5,000
檜原村	5,000
奥多摩町	5,000
大島町	5,000
利島村	5,000
新島村	5,000
神津島村	5,000
三宅村	5,000
御蔵島村	5,000
八丈町	5,000
青ヶ島村	5,000
小笠原村	5,000

別表3 補助基準額

(共同生活援助の場合)

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	7,500
中央区	7,500
港区	7,500
新宿区	5,000
文京区	7,500
台東区	7,500
墨田区	5,000
江東区	5,000
品川区	5,000
目黒区	7,500
大田区	5,000
世田谷区	5,000
渋谷区	7,500
中野区	5,000
杉並区	5,000
豊島区	5,000
北区	5,000
荒川区	5,000
板橋区	5,000
練馬区	2,500
足立区	2,500
葛飾区	2,500
江戸川区	2,500

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
八王子市	2,500
立川市	2,500
武蔵野市	5,000
三鷹市	5,000
青梅市	2,500
府中市	2,500
昭島市	2,500
調布市	2,500
町田市	2,500
小金井市	2,500
小平市	2,500
日野市	2,500
東村山市	2,500
国分寺市	2,500
国立市	2,500
福生市	2,500
狛江市	2,500
東大和市	2,500
清瀬市	2,500
東久留米市	2,500
武蔵村山市	2,500
多摩市	2,500
稲城市	2,500
羽村市	2,500
あきる野市	2,500
西東京市	2,500

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
瑞穂町	2,500
日の出町	2,500
檜原村	2,500
奥多摩町	2,500
大島町	2,500
利島村	2,500
新島村	2,500
神津島村	2,500
三宅村	2,500
御蔵島村	2,500
八丈町	2,500
青ヶ島村	2,500
小笠原村	2,500

別表4 補助基準額

(主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービスの場合)

(単位：千円)

(単位：千円)

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	3,000
中央区	3,000
港区	3,000
新宿区	2,000
文京区	3,000
台東区	3,000
墨田区	2,000
江東区	2,000
品川区	2,000
目黒区	3,000
大田区	2,000
世田谷区	2,000
渋谷区	3,000
中野区	2,000
杉並区	2,000
豊島区	2,000
北区	2,000
荒川区	2,000
板橋区	2,000
練馬区	1,000
足立区	1,000
葛飾区	1,000
江戸川区	1,000

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
八王子市	1,000
立川市	1,000
武蔵野市	2,000
三鷹市	2,000
青梅市	1,000
府中市	1,000
昭島市	1,000
調布市	1,000
町田市	1,000
小金井市	1,000
小平市	1,000
日野市	1,000
東村山市	1,000
国分寺市	1,000
国立市	1,000
福生市	1,000
狛江市	1,000
東大和市	1,000
清瀬市	1,000
東久留米市	1,000
武蔵村山市	1,000
多摩市	1,000
稲城市	1,000
羽村市	1,000
あきる野市	1,000
西東京市	1,000

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
瑞穂町	1,000
日の出町	1,000
檜原村	1,000
奥多摩町	1,000
大島町	1,000
利島村	1,000
新島村	1,000
神津島村	1,000
三宅村	1,000
御蔵島村	1,000
八丈町	1,000
青ヶ島村	1,000
小笠原村	1,000

東京都知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者職氏名

印

令和 年度借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業補助金の
交付申請について

このことについて、下記のとおり提出します。

記

- 1 申請額 _____ 円
- 2 施設の種別及び名称 _____
- 3 添付書類
- (1) 積算調書 (別紙1)
 - (2) 事業計画書 (別紙2)
 - (3) 誓約書 (別紙3)
 - (4) 土地賃貸借契約書の写し
 - (5) 部屋別面積表 (別紙4)
 - (6) 本事業に関する歳入歳出予算(見込)書抄本
 - (7) 借地料の算定根拠資料(不動産鑑定評価書等)
 - (8) 土地登記事項証明書
 - (9) 公函
 - (10) 当事業における過年度の補助額確定通知の写し
 - (11) その他参考となる資料

※上記3(7)、(8)、(9)については初年度交付申請時のみ添付
※上記3(10)については初年度交付申請時は添付不要

担 当 者	
所 属	
氏 名	
電 話	
メー ル	
郵 送 先 住 所	

第1号様式 別紙1

積算調書

(申請者名)
 (施設種別)
 (施設名称)

(1) 国有地

(単位：円)

総事業費の 実支出（予定）額 A	対象経費の 実支出（予定）額 B	補助基準額			選定額 C (= B)	補助率 D	補助申請額 E = C × D
		別表第2欄に定める額	所要月数	本年度における総額			
						1/2	

(注) 1 E欄は、千円未満を切り捨てた額とすること。

(2) 民有地

(単位：円)

総事業費の 実支出（予定）額 A	対象経費の 実支出（予定）額 B	補助基準額			選定額 F	補助率 G	補助申請額 H = F × G
		別表第2欄に定める額 C	所要月数 D	本年度における総額 E = C × D / 12			
						1/2	

- (注) 1 C欄には、別表に定める基準額を記入すること。
 2 D欄は、日数が1月に満たない月も1月とみなすこと。
 3 F欄には、B欄とE欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 4 H欄は、千円未満を切り捨てた額とすること。

令和 年度事業計画書

1 施設等の種別

2 施設等の名称

_____ (開設(予定)月 令和 年 月)

3 施設等の設置者

4 賃貸借契約の概要

所在地			
地積		m ² (うち、補助対象部分	m ²)
土地所有者 (賃貸人)		国有地 ・ 民有地	
土地賃貸借期間		令和 年 月 日～令和 年 月 日	
賃借料	賃料月額 (前払一時金除く)	円	(令和 年 月 日から令和 年 月 日分)
		円	(令和 年 月 日から令和 年 月 日分)
	賃料年額 (前払一時金除く)	円	(令和 年 月 日から令和 年 月 日分)
		円	(令和 年 月 日から令和 年 月 日分)
賃料前払い一時金		円	

(補助対象分の賃借料)

(A)	契約締結日後60か月分の実支払予定額 (賃料前払い一時金及び保証金を除く)	円
(B)	(A)のうち補助対象額	円
(C)	(B)のうち本年度の支払額	円 月分
(D)	(B)のうち既支払額の計	円 累計 月分
(E)	残額(B-D)	円 月分

5 事業計画

年度	1	2	3	4	5	6	計
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
支払対象月数	月	12 月	12 月	12 月	12 月	月	60 月

誓約書

東京都知事 殿

借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業補助要綱(令和6年4月1日付5福祉障施第2449号)第9条の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱別記補助条件9(1)エの規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱別記補助条件10の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

法人の所在地

法人名

代表者

印

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

部屋別面積表（延床面積）

（注）補助対象とする土地に整備する建物について作成すること。

○施設種別名○

①		②	
③		④	

○スペース別面積○

単位：㎡

	利用区分	スペース名	共用部分面積	按分方法	専用部分面積			
					①	②	③	④
1階								
1階面積計			0.00	—	0.00	0.00	0.00	0.00
2階								
2階面積計			0.00	—	0.00	0.00	0.00	0.00
3階								
3階面積計			0.00	—	0.00	0.00	0.00	0.00
延床面積 計			0.00	—	0.00	0.00	0.00	0.00

○共有部分面積分類○

按分方法	共有部分面積	①	②	③	④
		専用面積 0.00	専用面積 0.00	専用面積 0.00	専用面積 0.00
共有部分面積 計		0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡

○施設種別別面積○

施設種別面積 合計 (専用部分面積) + (共有部分面積)	総合計 (①～④)	①	②	③	④
	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡

(参考例)

令和 年度 歳入歳出予算書抄本

(単位:円)

区 分	摘 要	金 額	備 考
収 入			
	計		
支 出			
	計		

この抄本は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○会 理事長 ○○ ○○



第2号様式

捨
印

請 求 書

金 円

ただし、令和 年度借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助
金として、上記金額を請求します。

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所 在 地
法 人 名
代 表 者 名

令和 年 第 月 日

東京都知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者職氏名
印

令和 年度借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業補助金の
事業実績報告について

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた令和 年度借地を活用した
障害者(児)施設設置支援事業補助金について、次の関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 精算額 _____ 円
- 2 施設の種別及び名称 _____
- 3 添付書類
 - (1) 積算調書 (別紙1)
 - (2) 事業実績報告書 (別紙2)
 - (3) 本事業に関する歳入歳出決算(見込)書抄本

担当者	
所属	
氏名	
電話	
メール	
郵送先住所	

積算調書

(申請者名)
 (施設種別)
 (施設名称)

(1) 国有地

(単位：円)

総事業費の 実支出額 A	対象経費の 実支出額 B	補助基準額			選定額 C (= B)	補助率 D	補助申請額 E = C × D
		別表第2欄に定める額	所要月数	本年度における総額			
						1/2	

(注) 1 E欄は、千円未満を切り捨てた額とすること。

(2) 民有地

(単位：円)

総事業費の 実支出額 A	対象経費の 実支出額 B	補助基準額			選定額 F	補助率 G	補助申請額 H = F × G
		別表第2欄に定める額 C	所要月数 D	本年度における総額 E = C × D / 12			
						1/2	

- (注) 1 C欄には、別表に定める基準額を記入すること。
 2 D欄は、日数が1月に満たない月も1月とみなすこと。
 3 F欄には、B欄とE欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 4 H欄は、千円未満を切り捨てた額とすること。

令和 年度事業実績報告書

1 施設等の種別

2 施設等の名称

_____ (開設(予定)月 令和 年 月)

3 施設等の設置者

4 賃貸借契約の概要

所在地			
地積		m ² (うち、補助対象部分	m ²)
土地所有者 (賃貸人)		国有地 ・ 民有地	
土地賃貸借期間		令和 年 月 日～令和 年 月 日	
賃借料	賃料月額 (前払一時金除く)	円	(令和 年 月 日から令和 年 月 日分)
		円	(令和 年 月 日から令和 年 月 日分)
	賃料年額 (前払一時金除く)	円	(令和 年 月 日から令和 年 月 日分)
		円	(令和 年 月 日から令和 年 月 日分)
	賃料前払い一時金	円	

(補助対象分の賃借料)

(A)	契約締結日後60か月分の実支払予定額 (賃料前払い一時金及び保証金を除く)	円
(B)	(A)のうち補助対象額	円
(C)	(B)のうち本年度の支払額	円 月分
(D)	(B)のうち既支払額の計	円 累計 月分
(E)	残額(B-D)	円 月分

5 事業計画

年度	1	2	3	4	5	6	計
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
支払対象月数	月	12 月	12 月	12 月	12 月	月	60 月

(参考例)

令和 年度 歳入歳出決算書抄本

(単位:円)

区 分	摘 要	金 額	備 考
収 入			
	計		
支 出			
	計		

この抄本は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○会 理事長 ○○ ○○



第4号様式

令和 年 第 月 号 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者職氏名

印

借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業補助施設開設報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された令和 年度借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業補助金を受けた施設が、下記のとおり開設されたので報告します。

記

1 施設種別	
2 開設者名	
3 施設名称	
4 施設所在地	
5 開設種別	ア 新規開設 イ 増築 ウ 改築
6 開設定員数	人
7 開設年月日	令和 年 月 日
8 交付決定額	円

(注1) 指定通知、承認通知、開設許可書等の写しを添付すること。

担当者	
所属	
氏名	
電話	
メール	